

## Tax

Issue P347 – 2021 年 12 月 22 日  
日本語翻訳版

# Tax Analysis

## 第 2 の柱—G20/OECD 包括的枠組みによるグローバルミニマム課税モデルルールの公表

2021 年 12 月 20 日、G20/OECD 税源浸食と利益移転（BEPS）包括的枠組みより、第 2 の柱のモデルルール（以下、「モデルルール」）が公表された。当該モデルルールは、OECD が 2021 年 10 月 8 日に発表した「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための 2 本の柱からなる解決策に関する声明」における 136 개국・地域の合意に基づき作成された。

141 の国・地域は BEPS 包括的枠組みの下、2017 年から経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための 2 本の柱、即ち「新しいネクサスと利益配分ルール（第 1 の柱）」と「グローバルミニマム課税ルール（第 2 の柱）」の作成に取り組んできた。

### デロイトの考察

当該モデルルールの公表は、国際税制の発展における重要なマイルストーンである。モデルルールは、各国政府及び多国籍企業に共通の課税標準の適用を求めており、投資誘致を目的とした法人税関係の優遇措置の濫用に起因する租税競争を排除するという各国政府の要望を反映するものである。グローバル化時代において、上述の目標を達成するため、第 2 の柱のモデルルール（主要ルールである所得合算ルール（IIR）と補完ルールである軽課税支払ルール（UTPR）から構成されるグローバル税源浸食防止（GloBE））ルールは、グローバル統一の課税標準の確立を含めて、実効税率の比較や各国の国内税制の違いに対する分析をより実施しやすくするための抜本的な変化を導入した。モデルルールは複雑になり、専門性の高い税効果会計を含めて、複数の会計上・税務上のルールの運用を導入しており、その影響で、大規模な多国籍企業（基本的に国別報告書（CbC レポート）の作成義務を負う多国籍企業）は、第 2 の柱へのコンプライアンス上の計算に用いられる 3 つ目の帳簿の作成を求められることが想定される。計算アプローチの選択肢として、15 の簡素化された方法（採用・不採用を課税管轄地ごとに選べる方法も存在する）が提供されており、そこからモデルルールの複雑性の一端が窺える。

Authors:

**Jennifer Zhang**

Partner

Tel : + 86 20 2885 8608

E-mail : [jenzhang@deloitte.com.cn](mailto:jenzhang@deloitte.com.cn)

**Maggie Huang**

Senior Manager

Tel : +86 20 2831 1699

E-mail : [maggi Huang@deloitte.com.cn](mailto:maggi Huang@deloitte.com.cn)

**Lili Jiang**

Manager

Tel : +86 755 3353 8328

E-mail : [lilijiang@deloitte.com.cn](mailto:lilijiang@deloitte.com.cn)

モデルルールは非常に厳しいスケジュールの下で作成・公表されたが、OECD 包括的枠組みは引き続き、第 2 の柱のグローバルミニマム課税ルールを構成するその他の重要要素に関する作業に取り組む予定である。モデルルールに関するコメント、及び発展途上国から低課税国への支払に優先的に適用され租税条約の特典否認ルール（STTR）に関するモデル条約を 2022 年初頭に公表、所得合算ルールと軽減税支払ルールの一貫した運用を確保するためのモデル条約を 2022 年中に公表する予定である。所得合算ルールは 2023 年に発効する予定であり、欧州委員会は 2021 年 12 月 22 日に第 2 の柱の実施に関する EU 指令案を公表する。

モデルルールは一部業種の課題解決に寄与するものの、論争を引き起こす可能性がある内容も含んでおり、モデルルールがパブリックコメントを経ずに作成されたことは、多くの企業にとって懸念事項となっている。OECD 包括的枠組みは 2022 年に、GloBE ルールの一貫した運用を確保するため、GloBE 実施枠組み（関連のルール・ガイドライン・手続きを含む）に関する公聴会を開催する予定である。

第 2 の柱のモデルルールは、グローバル税務コンプライアンスの面から多国籍企業グループに、新ルールの把握、データの収集・整理、執行と計算処理、会計処理の把握、過年度の調整、及び第 2 の柱の GloBE 情報に関する申告表と通知の提出を求めている。これまで国別報告書の提出過程で各国規定の相違による手続きの煩雑さを経験した多国籍企業にとって、「全ての課税管轄地の税務当局への GloBE 情報の通知」という要求は、大きな懸念事項となっている。企業による複数の課税管轄地での申告から発生する余分のコストと潜在的な機密保持リスクに対処するため、各国当局は、第 2 の柱の GloBE 情報申告表の素早い共有を実現するよう合意する必要がある。OECD 税務長官会議によれば、2022 年における税務当局の最優先任務の一つは、第 1 の柱と第 2 の柱に関するルールの効果的な実施である。

一部の原則的な問題についても懸念が残っている。まず、米国外軽減税無形資産所得（GILTI）ルールは、第 2 の柱と共存できるように改正されるか否か。改正される場合、米国に本社を置く多国籍企業は第 2 の柱の所得合算ルールの代わりに、GILTI ルール（改正後）適用するか否か。OECD 包括的枠組みは、この問題を 2022 年中に解決するよう目指しているが、それを実現するための最低条件として、米国の国内法改正により、GILTI ルールの国別運用の実現が求められる。次に、低課税国の政府は第 2 の柱にどう対応するか。一部の国（ひいては多くの国）の対応として、大規模な多国籍企業への適用税率を 15%に引き上げることが想定されるが、第 2 の柱では国内におけるミニマム課税ルールの導入も認められる。BEPS 包括的枠組みにおいて効果的なセーフハーバーアプローチについての合意が達成されない限り（現時点で未達成）、グローバルミニマム課税という政治的目標を達成するためには、大規模な多国籍企業は、どの国・地域に事業を展開するかに関わらず、比較的高いコンプライアンスコストを負うことが想定される。

## 所得合算ルールと軽減税支払ルール

主要ルールである所得合算ルールと補完ルールである軽減税支払ルールから構成されるグローバル税源浸食防止（GloBE）ルールは、大規模な多国籍企業グループに、事業を行う国・地域で発生する利益について 15%の最低税率に基づき法人税を確実に支払わせることを目的としている。BEPS 包括的枠組みの加盟国は GloBE ルール採用を強制されないが、GloBE ルールを導入し、国内で立法化を進める意向のある加盟国は、GloBE ルールの一貫した運用を確保するためのモデルルールが提供される。モデルルールは以下内容を含む。

- 適用範囲
- 所得合算ルールと軽減税支払ルール
- 「GloBE 損益」の計算（課税標準）
- 「調整対象税額」の計算
- 実効税率及び「トップアップ税」の計算
- 企業再編及び持分構成
- 課税の中立性及び配当分配税制度
- 徴収管理

If you have any questions, please contact our professionals:

### International and M&A Tax National Leader

**Vicky Wang**

Partner

Tel : +8621 61411035

E-mail : [vicwang@deloitte.com.cn](mailto:vicwang@deloitte.com.cn)

### 華北地区

**Nina Zhou**

Partner

Tel : +86 10 85125477

E-mail : [nzhou@deloitte.com.cn](mailto:nzhou@deloitte.com.cn)

### 華東地区

**Hong Ye**

Partner

Tel : +86 21 6141 1171

E-mail : [hoye@deloitte.com.cn](mailto:hoye@deloitte.com.cn)

### 華西地区

**Tony Zhang**

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

E-mail : [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

### 華南地区

**Anthony Lau**

Partner

Tel : +852 28521082

E-mail : [antlau@deloitte.com.hk](mailto:antlau@deloitte.com.hk)

- 経過措置
- 関連の定義

## 適用範囲

直近 4 事業年度の内、少なくとも 2 事業年度におけるグループ連結年間売上高が 7.5 億ユーロ以上である大規模な多国籍企業グループが GloBE ルールの適用対象となる。

最終親事業体（UPE：Ultimate Parent Entity）である投資ファンド又は不動産投資ビークル、年金基金、政府機関、国際機関、非営利団体は適用対象外であるが、それらの適用対象外事業体の傘下事業体は GloBE ルールの適用対象となる可能性がある。

### 主要ルール：所得合算ルール

所得合算ルールは、トップダウンアプローチを採用する。最終親事業体の所在地国の国外にある構成事業体の利益に対して、15%の最低税率を下回る実効税率が適用される場合、最低税率までの上乗せ（トップアップ）課税が行われる。このトップアップ税は、ほとんどの場合において、最終親事業体が計算し、自身の所在地国の税務当局に納付することになる。

### 補完ルール：軽課税支払ルール

軽課税支払ルールは、最終親事業体の所在地国以外の国における実効税率が 15%の最低税率を下回り、且つ最終親事業体の所在地国が所得合算ルールを導入していない場合、所得合算ルールの補完として導入される。また、最終親事業体の所在地国における実効税率が 15%の最低税率を下回る場合、最終親事業体の所在地国における事業体に適用される。

UTPR トップアップ税は、下記の計算式に基づき算出される比率に基づき、軽課税支払ルールが導入されている国・地域（UTPR 国・地域）に配分される。

$$\begin{array}{r}
 50\% \times \frac{\text{企業の対象 UTPR 国・地域における従業員数}}{\text{企業の全ての UTPR 国・地域における従業員数}} \\
 + \\
 50\% \times \frac{\text{企業の対象 UTPR 国・地域における有形資産の正味帳簿価額}}{\text{企業の全ての UTPR 国・地域における有形資産の正味帳簿価額}}
 \end{array}$$

UTPR トップアップ税の徴収は、損金算入の否認又は同等の効果を持つ調整方法によって実現する。

国際活動の初期段階にある多国籍企業は、最大 5 年間の軽課税支払ルールの適用免除を受けられる。「国際活動の初期段階にある多国籍企業」とは、6 つを超えない国・地域において構成事業体を持ち、且つそれらの国・地域における全ての構成事業体の有形資産の正味帳簿価額が合計で 5000 万ユーロを超えない多国籍企業を指す。上述の有形資産の正味帳簿価額を計算する際、多国籍企業が GloBE ルールの適用対象となった最初の事業年度において、域内の全ての構成事業体の有形資産の正味帳簿価額が最も高い国・地域は、計算対象外となる。

### 実効税率（ETR）の計算

実効税率は、課税管轄地ごとに計算される。即ち、第 2 の柱のルールに基づき、各課税管轄地における構成事業体の対象税額、利益と損失を考慮して計算する。

実効税率の計算に際して、デミニマス除外基準により、直近 2 事業年度における GloBE 収入の平均値が 1000 万ユーロ未満、且つ直近 2 事業年度における GloBE 損益の平均値が 100 万ユーロ未満の国・地域を除外できる。

### GloBE 損益の計算（課税標準）

課税標準の出発点は、最終親事業体の連結財務諸表の作成に用いられる各構成事業体の会計上の純損益（グループ内取引を相殺する連結調整前のもの）である。モデルルールでは、必要となる調整とオプションとして選択できる調整について定められた。

### 「調整対象税額」の計算

「調整対象税額」の出発点は、最終親事業体の連結財務諸表の作成に用いられる各構成事業体の会計上の純損益（グループ内取引を相殺する連結調整前のもの）に基づき計上された当期の税金費用である。企業は一時差異による実効税率への影響の低減を図るため、上述した当期の税金費用に対する調整（繰延税金の調整を含む）の実施が求められる。

モデルルールにおいて定められる対象税額（Covered Taxes）は下記を含む。

- 構成事業体の財務諸表上の収入或いは利益（またはその他の構成事業体の収入或いは利益）に対して課された税金
- 適格の配当分配税制度に基づき課された税金（例：15%以上の税率に基づき、株主のみへの一般的な利益分配等に課される税）
- 一般的に適用される法人税の代わりに課された税金
- 利益剰余金と自己資本に対して課された税金

対象税額に該当するのは、構成事業体の利益を対象とするその所在地国の国内外で課される税金である。その一例として、ある構成事業体の所在地国における対象税額を計算する際に、外国子会社合算税制（CFC 税制）の適用により親会社の所在地国で合算課税された税額が挙げられる。当該税額は構成事業体の所在地国における対象税額として集計される。

## 実体ベース所得控除

実体ベース所得控除は、「トップアップ税」の計算に使用される課税標準の減算項目であり、経済的実質を持つ実体活動に固定的な収益を与えることを目的とするものである。

所得控除額は、以下の2つの要素から構成される。

- **賃金要素**：所在地国で活動を行う適格従業員（独立請負業者を含む）の賃金コストに、5%を乗じて計算される。賃金コストには、給与賃金及び関連税金、健康保険料、年金、雇用主負担の社会保険料などが含まれる。
- **有形資産要素**：所在地国の不動産、建物及び設備の減価償却額、土地のみなし償却額、天然資源の減価償却額などを含む有形資産の帳簿価額に、5%を乗じて計算される。

経過措置として、新ルールの発効から2033年までの10年間に於いて、賃金要素に乘じる比率は10%から5%まで、有形資産要素に乘じる比率は8%から5%まで、段階的に引き下げられる。

## 「トップアップ税」の計算

各課税管轄地の実効税率は、当該課税管轄地に所在する全ての構成事業体の課税標準の合計と調整対象税額に基づき計算される。「トップアップ税」の税率は、当該国・地域の実効税率と15%の最低税率との差である。具体的な計算式は以下の通りである。

$$\text{低課税国・地域におけるトップアップ税} = \text{「トップアップ税」の税率} \times (\text{当該国・地域に所在する全ての構成事業体の課税標準の合計} - \text{実体ベース所得控除})$$

第2の柱のルールを導入している国・地域では、当局は国内にミニマム課税ルールを導入して居住者からトップアップ税を徴収することもできるが、強制的な運用ではない。当局が国内におけるミニマム課税ルールの導入を選択した場合、構成事業体から所轄税務当局へ納付された国内トップアップ税は、多国籍企業が低課税国・地域において納付すべきトップアップ税から減算される。ただし、国内ミニマム課税の税額計算方法がモデルルールにおいて定められた方法と同様であり、且つ当該国・地域の政府からはいかなる「補助金」も受けていないことが前提である。

国内トップアップ税を控除した後のトップアップ税は、低課税管轄地における全ての構成事業体の GloBE 所得の合計に対する各構成事業体の GloBE 所得の比率に基づき、各構成事業体に配分される。

## その他

モデルルールにおいて、合併、分割、グループへの加入・離脱、及び資産・負債の移転など、企業再編に関する規定が定められている。

さらに、モデルルールは、恒久的施設、税務上の透明事業体、無国籍事業体、投資事業体、投資ファンド・不動産投資ピークル、ジョイントベンチャー、協同組合、非支配持株事業体、損金算入支払配当、及び利益配分メカニズムについて規定した。

## 経過措置

モデルルールでは、経過措置が設けられている。例えば、実効税率を計算する際に、**GloBE ルール発効後の最初の事業年度**において、各構成事業体の**財務諸表に反映・開示された既存の税務属性**（損失を含む）が考慮される。

## コンプライアンスと徴収管理

OECD は、GloBE ルールのスムーズな導入を確保するため、GloBE 実施枠組み（関連のルール・ガイドライン・手続きを含む）を作成する予定である。企業は、以下の内容を記入した「GloBE 情報申告書」を作成する必要がある。

- 納税者識別番号を含む構成事業体の情報
- グループの組織構造に関する情報
- 各課税管轄地における実効税率、各構成事業体が納付すべきトップアップ税、及び各課税管轄地におけるトップアップ税の配分方法を決定するための必要情報
- 第 2 の柱のルールに基づく多国籍企業グループの各種意思決定

OECD は、申告書のテンプレートを作成する予定である。各多国籍企業グループの構成事業体は、GloBE 情報申告書の申告対象事業年度の締切日から起算して 15 ヶ月以内（初回申告は 18 ヶ月以内）に申告書を提出する必要がある。

最終親事業体（或いは指定の構成事業体）から所轄税務当局への申告書提出が既に完了しており、且つ最終親事業体の所在地国が他国と有効な租税情報交換協定を締結している場合、当該相手国におけるグループの構成事業体は、GloBE 情報申告書を提出する必要がない。第 2 の柱のルールを適用している国・地域における各構成事業体は、自身の所轄税務当局に対して、当該グループの GloBE 情報申告書の申告主体及び所在地国に関する情報を通知する必要がある。第 2 の柱のルールを適用しているが、他国と有効な租税情報交換協定を締結していない国・地域に所在する構成事業体は、所轄税務当局に申告書を提出する必要がある（同一の国・地域に所在する他の構成事業体に申告の代行を依頼することができる）。上述の申告と通知義務の履行を怠った場合の罰則、及び関連の機密保持義務は、各国・地域の現地法に準拠する。

「GloBE 実施枠組み」では、実効税率の計算対象となる国・地域の数を減らすために、セーフハーバールールが検討される予定である。

## 今後の作業

OECD は、2022 年初頭にモデルルールのコメントリーを公表し、第 2 の柱に関連する管理、コンプライアンスおよび調整の問題に焦点を当てた実施体制を開発し、2022 年 2 月に「GloBE 実施の枠組み」に関する公聴会を開催する予定である。また、GILTI ルールと共存できるよう取り組む予定である。2021 年 10 月に発表された「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための 2 本の柱からなる解決策に関する声明」によれば、所得合算ルールは 2023 年に、軽減税支払ルールは 2024 年に発効する見通しである。

デロイトは「Global Tax System Reshaping 2.0 Series」を通じて、グローバル税制の重大な変革に関する最新情報、及び多国籍企業への潜在的な影響に関する分析を提供しております。より詳しい情報をご希望の場合には、お気軽にご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

### Deloitte China Tax Managing Partner

**Victor Li**

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : [vicli@deloitte.com.cn](mailto:vicli@deloitte.com.cn)

### Northern China

**Xiao Li Huang**

Partner

Tel : +86 10 8520 7707

Fax : +86 10 6508 8781

Email : [xiaoli Huang@deloitte.com.cn](mailto:xiaoli Huang@deloitte.com.cn)

### Eastern China

**Maria Liang** Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

### Southern China

**Jennifer Zhang**

Partner

Tel : +86 20 2885 8608

Fax : +86 20 3888 0115

Email : [jenzhang@deloitte.com.cn](mailto:jenzhang@deloitte.com.cn)

### Western China

**Frank Tang**

Partner  
Tel : +86 23 8823 1208  
Fax : +86 23 8857 0978  
Email : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

#### National Tax Technical Centre

Email : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### Managing Partner/Northern China

**Julie Zhang**  
Partner  
Tel : +86 10 8520 7511  
Fax : +86 10 6508 8781  
Email : [juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:juliezhang@deloitte.com.cn)

#### Eastern China

**Kevin Zhu**  
Partner  
Tel : +86 21 6141 1262  
Fax : +86 21 6335 0003  
Email : [kzhu@deloitte.com.cn](mailto:kzhu@deloitte.com.cn)

#### Western China

**Tony Zhang**  
Partner  
Tel : +86 28 6789 8008  
Fax : +86 28 6317 3500  
Email : [tonzhang@deloitte.com.cn](mailto:tonzhang@deloitte.com.cn)

#### Southern China (Mainland)

**German Cheung**  
Director  
Tel : +86 20 2831 1369  
Fax : +86 20 3888 0115  
Email : [gercheung@deloitte.com.cn](mailto:gercheung@deloitte.com.cn)

#### Southern China (Hong Kong)

**Doris Chik**  
Director  
Tel : +852 2852 6608  
Fax : +852 2543 4647  
Email : [dchik@deloitte.com.hk](mailto:dchik@deloitte.com.hk)

#### JSG Tax team

華北地区  
北京  
浦野 卓矢  
パートナー  
Tel : +86 10 8512 5524  
Email : [turano@deloitte.com.cn](mailto:turano@deloitte.com.cn)

華東地区  
上海  
板谷 圭一  
パートナー  
Tel : +86 21 6141 1368  
Email : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

#### 華東地区

上海  
中野 隆正  
シニアマネジャー  
Tel : +86 21 3313 8800  
Email : [tnakano@deloitte.com.cn](mailto:tnakano@deloitte.com.cn)

#### 華南地区

広州  
左 迪  
パートナー  
Tel : +86 20 2831 1309  
Email : [ezuo@deloitte.com.cn](mailto:ezuo@deloitte.com.cn)

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify [cimchina@deloitte.com.hk](mailto:cimchina@deloitte.com.hk)

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュートマツリミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 330,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア [www2.deloitte.com/cn/zh/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性や完全性に対し、我々はいかなる (明示的或いは暗示的な) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しては責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu in Hong Kong, Deloitte Touche Tohmatsu in Macau, and Deloitte Touche Tohmatsu